

公園・広場等で撮影をする場合

【利用条件】

- ・撮影内容は、公序良俗に反しないもののみです。
- ・撮影時間は、原則午前8時30分から日没までです。

【注意事項】

- ・公園・広場等には駐車場はありません。
- ・他の利用者や、周辺地域に迷惑をかけることのないよう、十分注意してください。
- ・商業用の撮影でない場合は、申請は不要ですが、他の利用者との調整が必要な場合がありますので、事前にご連絡ください。

【使用料】

- ・写真の撮影:1時間1,000円
- ・動画の撮影:1時間3,000円

※すでにお支払いした使用料については、直前に撮影を中止、延期した場合であっても原則お返しできません。

【提出書類】

- (1)市立公園使用許可申請書
- (2)撮影内容のわかる資料(①～⑥を記載した企画書)
 - ①撮影日時・場所
 - ②撮影の目的
 - ③撮影の内容(絵コンテ含む)
 - ④人数(スタッフを含む)
 - ⑤撮影機材
 - ⑥責任者連絡先

【申請方法】

- ・撮影の日時が決まりましたら、事前に環境政策課までご連絡ください。
- ・利用日の10営業日までに、申請してください。
- ・許可書が作成されましたら、申請者の方にご連絡しますので、環境政策課の窓口へお越しください。使用料納入後に許可書を交付します。

【申請窓口】

市役所5階8番窓口 環境政策課緑と公園係

☎:042-470-7753

メール:kankyoseisaku@city.higashikurume.lg.jp